

空家等所有者意向調査業務委託仕様書

■目的

「松阪市空家等対策計画」の策定を行うための基礎資料とするため、市内の空家の所有者にアンケート調査を行い、管理実態や利活用の意向等の把握を行う。

■業務内容

1) 所有者意向調査の実施（アンケートの発送及び回収）

空家等所有者 4,000 名を対象に、当該空家等の所有、管理、活用及び除却の状況や意向等を把握するため、郵送によるアンケート調査を実施する。

アンケート調査にかかる調査票（A4版・両面・白黒印刷）の設計・作成・印刷、発送用・返信用封筒の印刷、調査票及び返信用封筒の封入、調査票の郵送・回収手続き、督促状の印刷・発送手続き、データ入力（グラフ作成含）・集計を行う。

①アンケート調査票の原稿と調査対象者（空家等所有者の氏名、宛先等）4,000名のデータは、委託者より受託者へ提供する。

②アンケート調査票の往信及び督促状の送信にかかる郵送代は、委託料に含むものとする。

③設問数 15～20問程度（増減の場合あり、8ページ以内を予定）

④その他

- ・アンケート発送用の封筒（角2）、返信用封筒（長3、糊付）、お礼状兼督促状（両面印刷必要）は、受託者にて用意する。
- ・アンケート調査の返信先は受託者とする。
- ・調査に要する郵送料は、発送・回収とも受託者の負担とする。

2) スケジュール

平成30年6月 入札・契約

6月～7月 調査票等の作成・印刷・発送

7月 調査票回収（督促含む）・データ入力

※調査期間は「平成30年7月9日～平成30年7月31日」を予定

8月 集計・分析

9月 中間報告

10月 最終報告

※9月～12月 集計・分析結果等に基づく計画策定支援

3) アンケート結果の集計及び分析

①調査票の集計

返送された調査票（紙ベース）の集計を行う。回収率は、50%程度を想定する。

<参考>

「平成 27 年度 松阪市民意識調査報告書」 調査数 5,000 件、回収率 47.5%

「平成 29 年度 松阪市民意識調査報告書」 調査数 3,000 件、回収率 44.3%

②集計結果の分析

今回実施の調査票の集計結果に基づき、専門的な技術も用いて、所有者の意識・意向の分析を行い、松阪市の空家等に関する基礎的資料としての把握及び課題の整理を行う。

③報告書の作成

委託者との協議により調査の実施概要、意向調査票等（アンケート調査票、督促状等）及び回収結果（回収数、回収率等）をまとめた報告書の作成を行う。また、報告書は電子データ形式及び製本にて納品すること。

4) 空家等対策計画策定支援業務

空家等実態調査の結果や上記の意向調査の結果を踏まえ、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく特色のある松阪市空家等対策計画の策定に係る支援を行う。

①松阪市空家等対策庁内連携会議に関する支援

空家等対策計画の策定にあたり、松阪市の庁内関係部署の課長級で構成される松阪市空家等対策庁内連携会議の開催支援を行う。開催支援は各資料の準備、各項目の説明その他会議に必要な支援とし、意見の取りまとめ等の支援を行う。

②パブリックコメントの実施支援

空家等対策計画の策定にあたり、実施するパブリックコメントについて、必要な資料の作成や、意見の取りまとめ等の支援を行う。

③松阪市空家等対策協議会に関する支援

空家等対策計画の策定にあたり、松阪市から委嘱された外部委員で構成される松阪市空家等対策協議会の開催支援を行う。開催支援は各資料の準備、各項目の説明その他会議に必要な支援とし、意見の取りまとめ等の支援を行う。

■成果品

1) 中間報告

- ・アンケート調査結果の電子データ（エクセル）（集計結果（単純集計グラフ等）を含）一式
- ・提出については、平成 30 年 9 月 10 日（月）までとする。

2) 最終報告

- ・アンケート調査結果報告書（A4 判、簡易製本） 25 部
- ・報告書の電子データ（ワード、PDF） 一式
- ・提出については、平成 30 年 10 月末日までとする。

■納入場所

松阪市 建設部 建築開発課

■契約期間

契約日から平成 30 年 12 月 28 日（金）まで

■規格

①報告書の構成

表紙、背表紙、目次、調査の概要、調査の結果、自由回答、参考資料等とし、内容は分かりやすく構成すること。

②データ形式

- ・ ページ設定を A 4 版・縦型とすること。
- ・ 製本は、両面カラー印刷とすること。
- ・ 集計表やグラフは、カラー印刷を前提としたものとするが、白黒印刷をした際にも識別しやすいよう配慮すること。
- ・ 報告書の表紙は、厚紙とする（レザック等でなくてよい）。本編は、報告書をコピーした際に、グラフ等がなるべく裏写りにくい（透けにくい）程度の厚さの紙とする。
- ・ エクセルデータは、入力データのほか、集計・分析にかかる各種データ（集計表やグラフを含む）とし、業務終了後に委託者が再利用しやすいよう配慮すること。

■費用

成果品や旅費、資料作成費等、本業務に係る費用は、すべて契約金額に含めること。

なお、入札価格は、上記契約金額から 108 分の 100 を乗じて得た金額（1 円未満の端数は切り捨てる。）とすること。

また、本契約に係る支払いは、契約満了後に一括で支払うものとする。

■その他の特記事項

- ・ アンケートの設問は委託者で作成する。
- ・ 納品後に、誤りなどがあった場合は無償で修正対応を行うものとする。
- ・ 委託業務の開始から終了までの間、受託者は、委託者の意図及び目的を十分理解したうえで、経験のある最上級の技術者を定め、かつ、適正な人員を配置して、最高技術を発揮できるよう努力するとともに、正確丁寧に行い、調査の円滑な実施のために、定期的に委託者と連絡調整を行うこと。
- ・ 著作権をはじめ、本業務の成果品における一切の権利は、委託者に帰属すること。
- ・ 委託業務にあたり、使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用権等の権利については、受託者において使用許可を得ること。なお、これを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときは、受託者はその一切の責任を負うこと。
- ・ 作成する資料等は、市民が見ても、見やすく、読みやすく、分かりやすいものとなるよう

心掛け、簡潔で明瞭な文章表現に努めるとともに、グラフや表などを必要に応じて作成し、レイアウト等にも配慮すること。

- ・受託者は、本業務の実施にあたり、業務上知りえた秘密、情報を委託者の許可なく第三者に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。また、この業務を処理するための個人情報等は、別記1に掲げる「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- ・委託業務を進めるにあたっては、別記2に掲げる「暴力団の不当介入における通報義務」を遵守すること。
- ・作業員等の雇用条件、賃金の支払い状況、作業環境を十分に把握し、適正な労働環境を確保しなければならない。なお、賃金の支払い状況において、従事者から未払い等の申し出があり、委託者が必要と認める場合は、その状況を確認できる資料を提出すること。また、必要に応じ労働基準監督署等の関係機関へ照会、通報することができるものとする。
- ・本仕様書の内容等について疑義が生じた場合は、その都度、委託者と協議のうえ、その指示に従い業務を進めるとともに、委託者は、契約期間中いつでもその業務状況の報告を求めることができるものとする。
- ・この仕様書に定めない事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

■連絡先

〒515-8515 三重県松阪市殿町1340番地1

松阪市役所建設部建築開発課 鈴木、稲垣

電話：0598-53-4174 FAX：0598-26-9118 E-mail：kenka.div@city.matsusaka.mie.jp

別記1

個人情報取扱特記事項

(基本事項)

第1 この契約により、松阪市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、この契約による事務を処理するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 乙は、この契約による事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に係る個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(厳重な保管及び搬送)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(再委託の禁止)

第4 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(委託目的以外の利用等の禁止)

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第6 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第7 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(個人情報の返還又は処分)

第8 乙は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による事務に係る個人情報を、速やかに甲に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

(措置事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償)

第9 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(その他)

第10 乙は、前第1から第9に掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

別記2

松阪市の締結する契約等からの暴力団等排除要綱に関する特記仕様書

1 契約の解除

松阪市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱の規定により、排除措置を行うべき者と認められる場合には、契約の解除等必要な措置を講ずることがある。

2 通報義務

暴力団等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 受注者は、暴力団等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに所轄の警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)により警察署への通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に文書にて報告すること。
- (3) 受注者は、暴力団等により不当介入を受けたことから工程、納期等に遅れが生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

3 暴力団等による不当介入に対する通報義務の実効性を確保するため、以下の措置を講ずることがある。

(1) 指名停止又は文書注意

暴力団等による不当介入を受けた受注者が所轄の警察への通報等及び市長への報告を怠った場合は、指名停止又は文書注意を行う。

- (2) 暴力団等による不当介入を受けた場合において、警察署への通報又は発注者への報告を怠った場合は、その旨を公表する。